

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

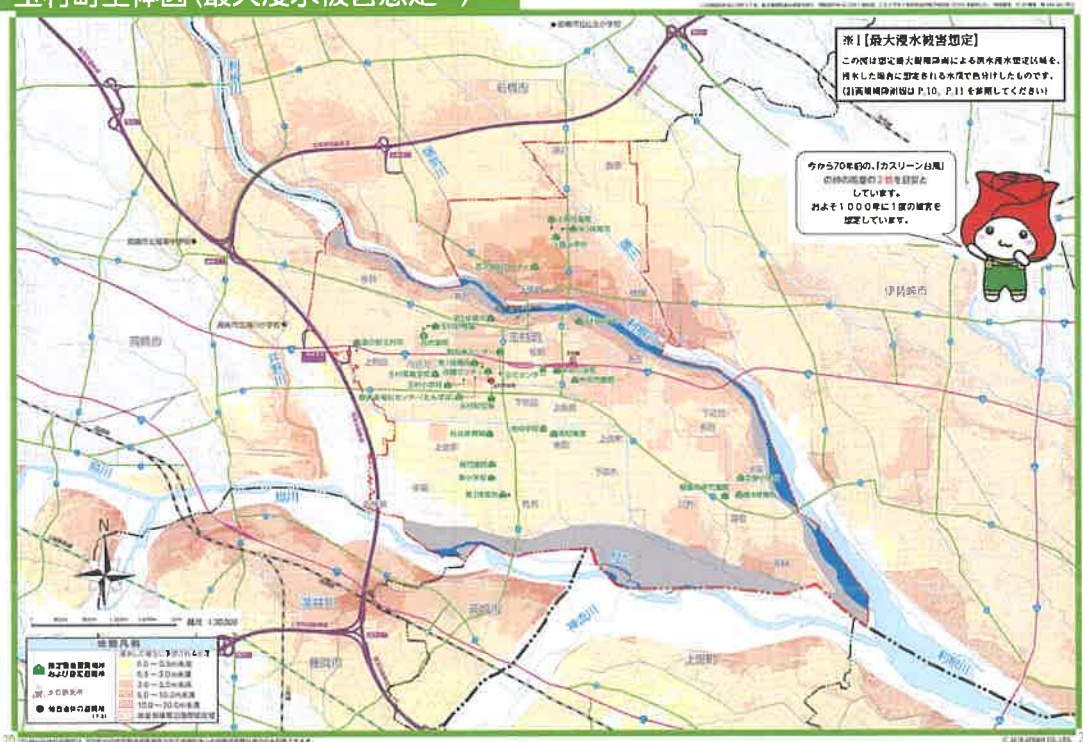
I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

玉村町総合防災マップ（平成 30 年 4 月）によると、玉村町商工会が立地する地域において、「カスリーン台風」の雨量を目安とした場合、町の北部を流れる利根川流域地区や南部を流れる烏川流域地区において多くの地域が浸水し最大 3.0～5.0m 未満に達すると予想されている。また、令和元年の台風 19 号においても、床上浸水 1 棟・床下浸水 17 棟が発生しており、今後も警戒が必要となる。

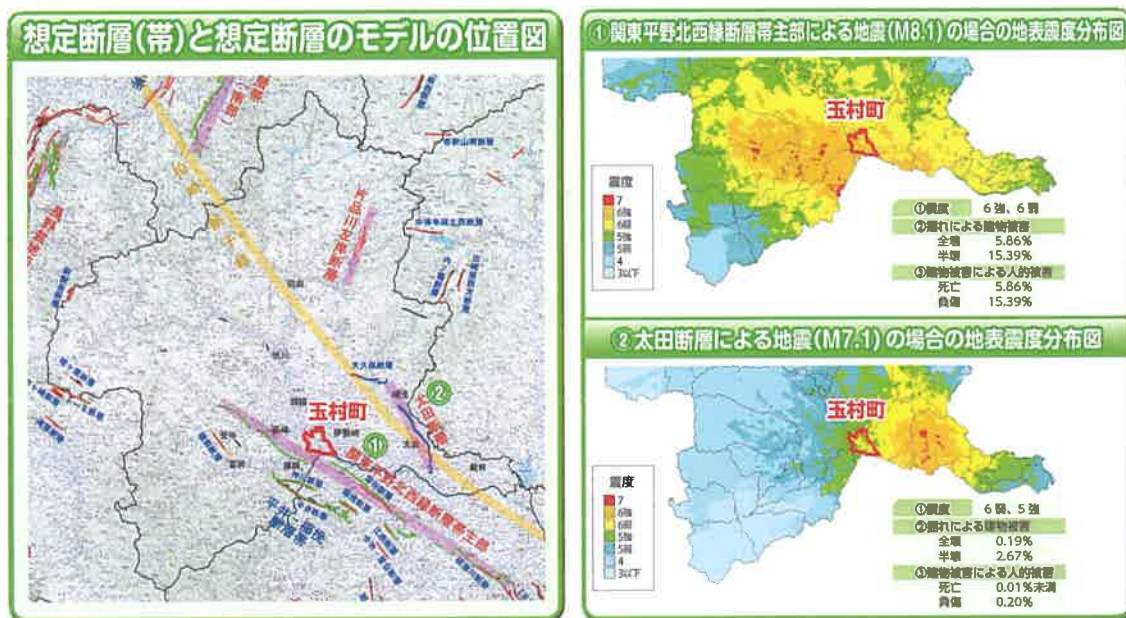
玉村町全体図(最大浸水被害想定※1)



(地震：J-SHIS)

「J-SHIS 地震ハザードステーション」によると、今後 30 年間で震度 5 弱以上の地震が発生する確率は 90.8%、震度 6 弱以上は 9.3%となっている。

また、玉村町に影響を与える断層として「関東平野北西縁断層帯」「太田断層」が想定されており、玉村町総合防災マップによると、それぞれ震度 6 強、震度 6 弱の揺れが予想されている。



(2) 商工業者の状況

- 商工業者数
- 小規模事業者数

当地区における商工業者総数（平成 28 年度）は 1,099 事業者となっている。内小規模事業者は 813 件となっており、全体の 74.0%を占めている。

	件数	割合
商工業者総数	1,099	
小規模事業者数	813	74.0%
建設業	156	14.2%
製造業	189	17.2%
卸売業・小売業	252	22.9%
飲食店・宿泊業	67	6.1%
サービス業	191	17.4%
その他	244	22.2%

「商工会の現況(令和元年度)」群馬県商工会連合会作成より引用

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・「玉村町地域防災計画」の策定
- ・「玉村町総合防災マップ」による住民への災害に対する啓蒙活動
- ・災害時の避難所の開設
- ・災害時に必要な機材（防災用かまどセット・非常用水運搬袋など）の備蓄

2) 当会の取組

- ・「事業継続計画」の策定（平成 30 年 3 月策定済、令和 2 年 6 月改訂）

- ・災害時における会員被災情報の収集及び玉村町への報告
- ・会員事業者への「事業継続力強化計画」の策定支援
- ・会員向け保険・共済制度の周知及び加入の促進
- ・玉村町が実施する防災訓練への参加及び協力

## II 課題

- ・災害発生時の対応について、玉村町との連絡体制・情報共有・役割分担などが不明確であり効率的な協力体制が構築されていない。
- ・当商工会の経営指導員・職員の災害時の行動規範が十分に理解されていないため、実際に災害が発生した場合に、効果的な支援が実施できない懸念がある。
- ・地域内の小規模事業者に対する「BCP 策定支援」「災害対応施策の周知」が不十分であるため、今後の計画的な支援実施が課題である。
- ・災害時に、資金的な補填が可能な保険・共済などについて、専門的に説明できる職員が不足している。

## III 目標

- ・行政との連携を強化するため、平時から災害時の行動・支援活動などの情報共有を進める。
- ・当商工会が策定した「事業継続計画」の全職員への周知と計画に基づく訓練を実施する。
- ・地域内の小規模事業者に対する「事業継続力強化計画作成支援」「BCP の策定支援」を強化することで、小規模事業者の災害対応力の底上げを図る。
- ・損保会社や金融機関との連携を強化し、災害発生後の速やかな復興支援を実施する。
- ・小規模事業者へ共済・保険制度の加入を推進する。対象とする制度は火災共済・火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、会員福祉共済、商工貯蓄共済等である。

### ※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県に報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年10月1日～令和7年9月30日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。玉村町との役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・経営指導員及び職員による巡回等において、玉村町総合防災マップを用い、小規模事業者の自然災害のリスクを周知する。
- ・災害時に有益な情報（商工会員向け保険制度パンフレットなど）の提供を行い、万が一のリスクに平時から備えるよう指導を行う。

- ・商工会報などの各種配布物や商工会ホームページにおいて、事業継続力強化計画認定制度等の国の施策、玉村町防災計画等を紹介することで管内小規模事業者に対して、災害リスクについての意識向上を図る。
  - ・事業継続力強化計画などについて、セミナーや専門家による個別相談を実施し、策定支援を行う。
- 2) 玉村町商工会自身の事業継続計画の作成
- ・玉村町商工会は平成 29 年度に「事業継続計画」を策定済みである。（別添）
- 3) 関係団体等との連携
- ・協力関係にある東京海上日動火災保険(株)及びぐんま共済協同組合を活用して専門家の派遣を依頼し、地域内事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
  - ・群馬県商工会連合会が連携する支援機関に対し、事業継続力強化計画策定のための啓蒙普及ポスター掲示依頼、専門家によるセミナーの開催などを実施する。
- 4) フォローアップ
- ・年に一回、小規模事業者の事業者 BCP 等（事業継続力強化計画を含む）の取組状況の確認を行う。
  - ・群馬県商工会連合会や中部地区商工会連絡協議会での会合時などに各支援機関での取組状況などの情報共有を行うとともに、改善点や効果的な支援策を協議する。
- 5) 当計画に係る訓練の実施
- ・自然災害（例：東日本大震災・令和元年台風 19 号と同規模）が発生したと仮定し、玉村町との連絡ルートの確認等を行う（訓練については、定期的実施する）。

## < 2. 発災後の対策 >

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、当会職員の安否確認を当会 BCP に基づき速やかに行う。
- ・業務従事が可能である場合は、当会 BCP に基づく任務分担により速やかに地域内事業者の被害状況の把握に努める。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と玉村町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況をまとめ、玉村町・群馬県商工会連合会等関係各機関に報告する。

(被害状況の目安)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> </ul>

	・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

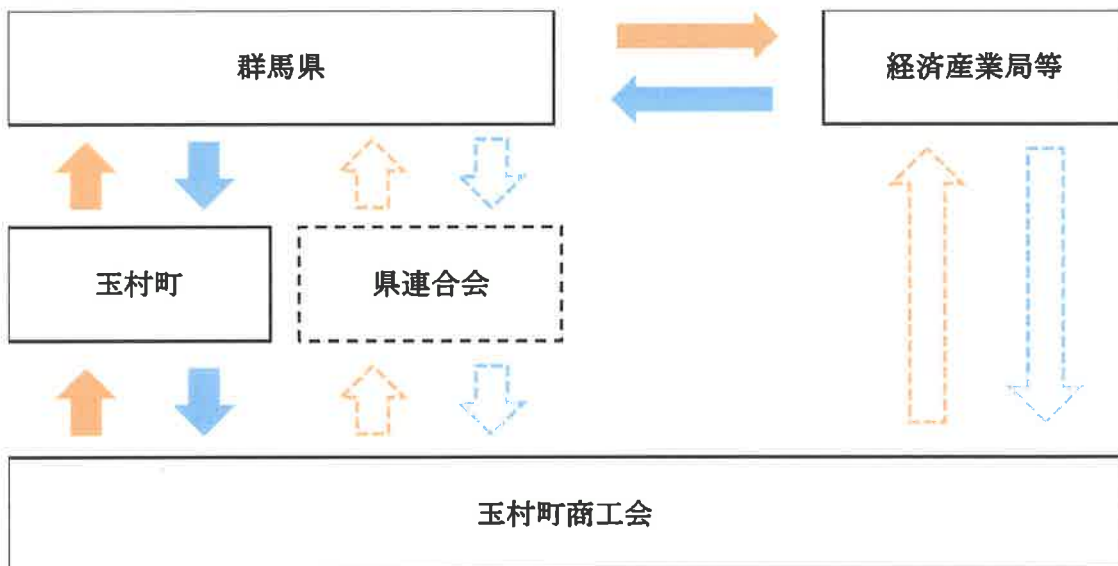
・本計画により、当会と玉村町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～4週間	適時、共有する
1ヶ月以降	適時、共有する

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、玉村町の指示に従って、被災地域での活動を行うことについて、事前に決めておく。
- ・当会と玉村町が情報を共有したうえで、当会が群馬県商工会連合会に報告し、群馬県商工会連合会が群馬県に報告する。

(連絡ルート)



※塗りつぶしの矢印を主たる情報収集・共有ルートとする。

### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法については、玉村町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全が確認された場所において、相談の窓口対応を行う。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模

事業者へ周知する。

< 5. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

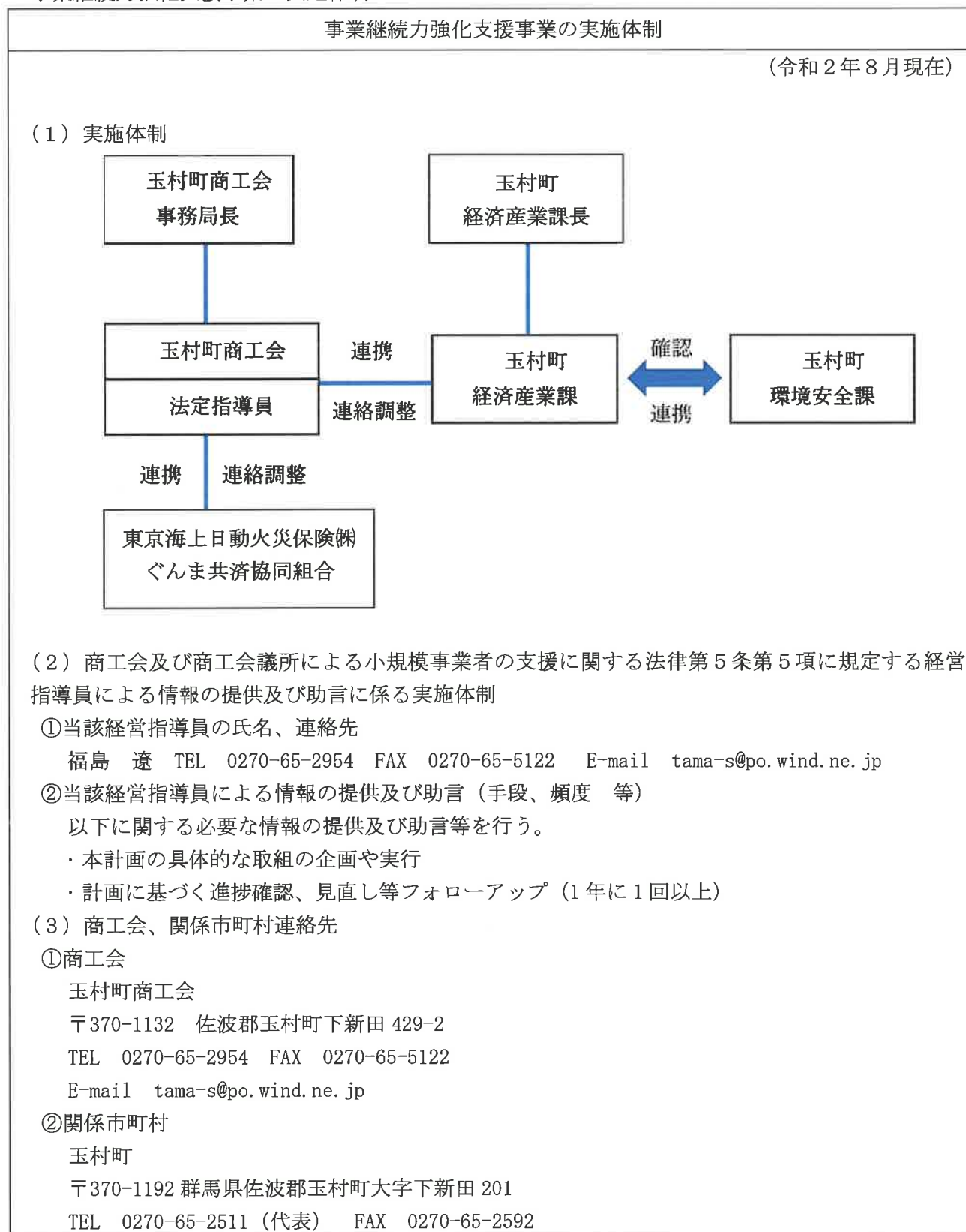
- ・ 国・群馬県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被災事業者に、各種支援制度・保険金請求・税の減免申請・融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県商工会連合会等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(4) 被害情報等報告先

群馬県産業経済部経営支援課

〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1

TEL 027-226-3320 FAX 027-223-7875

E-mail keieika@pref.gunma.lg.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	90	180	180	180	180
・セミナー開催費	25	50	50	50	50
・専門家派遣費	25	50	50	50	50
・チラシ等作成費	15	30	30	30	30
・その他経費	25	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、群馬県補助金、玉村町補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。



(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社 群馬支店 高崎支社 住所：〒370-0045 高崎市東町80 群馬トヨタビル8F 代表者：支店長 高口 格  ぐんま共済協同組合 住所：〒371-0841 前橋市石倉町4-9-10 代表者：理事長 田部井 俊勝
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ③災害時の地区内小規模事業者に対する専門的内容の支援
連携して事業を実施する者の役割
<連携者名> 東京海上日動火災保険株式会社 群馬支店 高崎支社 住所：〒370-0045 高崎市東町80 群馬トヨタビル8F 代表者：支店長 高口 格 ぐんま共済協同組合 太田支店 住所：〒373-0853 太田市浜町3-6 太田商工会議所会館内 支店長：小芝 充宏 <役割> ①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ・事業継続計画策定のセミナー並びに個別相談会の実施 ③災害時に活用できる保険商品等の案内
連携体制図等
<pre>graph TD; A[玉村町商工会] &lt;--&gt; セミナー  B[東京海上日動火災保険(株) ぐんま共済協同組合]; A -- 事業継続力強化支援 --&gt; C[小規模事業者]; B -- 災害保険情報提供 --&gt; C;</pre>